

中国塗料行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定しておりますが、その取り組み内容は下記の通りです。

1. 計画策定期間

2023年4月1日 ～ 2025年3月31日

2. 内容

1. ノー残業デーの継続

社内の「ノー残業デー」（毎週月曜日、水曜日、金曜日、給与支給日、賞与支給日）について、今期も継続して社内で周知し、年間総労働時間の削減に向けた取り組みを行う。

2. 年次有給休暇消化率60%以上継続 / 年5日の年次有給休暇

年次有給休暇消化率は2022年度に61%となったが、2023年以降も60%以上を継続し、定期的に推進状況を確認しながら取り組みを行う。また、働き方改革法による全社員の年5日の年次有給休暇の取得についても確実にを行う。

3. 育児・介護休業規則の周知

当社では、育児・介護休業法の育児休業制度を上回る部分を持つ制度にしているが、社内の育児・介護休業規則について、法改正にも対応しており、社内掲示等を行なうとともに、育児・介護休業を希望する社員には、個別に説明を行う。